

利益相反管理方針

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを楽しむことができ、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

※「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

1 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、営業店・ローンセンター・代理店(電話番号は43～44ページ参照)または、コールセンター(電話:0120-86-3760・平日9時～19時・土日9時～17時・祝日、振替休日および12/31～1/3は休業)にお申出ください。

2 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会ろうきん相談所(金庫営業日9時～17時、電話:0120-177-288)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

くわしくは当金庫ホームページ(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)をご確認ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種預金規定・預金新規申込書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明し確約していただくこととしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。 ※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)